

壱岐市農業委員会定例会（令和４年７月）

議 事 録

1. 開催日時 令和４年７月２５日（月） 午前９時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・ ・ ・ ・ 農業委員会長 外 農業委員 １５名
4. 欠席委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員 ・ ・ 番 ・ ・ 委員
5. 事務局職員 事務局長 ・ ・ ・ ・ 事務局長補佐 ・ ・ ・ ・ 係長 ・ ・ ・ ・
6. 議事日程

第１．議事録署名委員の指名 ・ 番 ・ ・ 委員 ・ 番 ・ ・ 委員

第２．議案第３４号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第３５号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の
決定について

議案第３６号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画
(案) に関する意見について

7. その他

事務局 皆さん改めましてお早うございます。

ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いでありますので、只今より令和４年７月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・ ・ 番 ・ ・ 委員さん、それから・ ・ 番 ・ ・ 委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は１８名中１６名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・ ・ 会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・ 番 ・ ・ 委員、・ 番 ・ ・ 委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・ ・ 係長を指名致します。

それでは、日程第２の議案第３４号「農地法第３条の規定による許可申請に

について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、1 頁をお願い致します。議案第 3 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が 2 件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用ありません。

それから、2 件共売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間 1 5 0 日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が 5 0 アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような 4 つの内容を審議して頂くことになります。

1 4 番 土地の所在

郷ノ浦町若松触	字産	・ ・ ・ ・	地目	畑	面積	1, 2 8 1 m ²
郷ノ浦町若松触	字田尻	・ ・ ・ ・	地目	畑	面積	7 7 9 m ²
同じく		・ ・ ・ ・	地目	畑	面積	1, 3 4 4 m ²
同じく		・ ・ ・ ・	地目	畑	面積	4 4 4 m ²
同じく		・ ・ ・ ・	地目	畑	面積	2, 3 4 4 m ²
計	畑が 5 筆で					6, 1 9 2 m ²

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・

経営地はありませんが、・・さんは今年の 3 月に、・・さんの家を購入されて、新規就農をされてあります。

申請理由

譲渡人 市外在住のため、管理ができないので、譲受人に売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、耕作に従事する。ということです。
権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に野菜の栽培です。

農機具は、耕運機、刈払機、散布機、乾燥機を所有してあります。

農作業暦はありませんが、壱岐振興局の指導を受けて営農計画を作成し取り組んであります。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」も、問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、既に一部の農地に野菜を栽培してあります。今後、畜産経営を行いたいという事で、飼料の作付け及び放牧を計画されており、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番 ・・・委員。

・・・委員 はい、改めまして皆さんお早うございます。只今、事務局から説明がありました通り7月の21日午前中に・・・さん本人さん立ち会いの下、現地確認を致しました。

以前、ここで空き家バンクの農地等について、ご審議頂きました件でございます。家の下で、目の前の土地で現に耕されてございます。全然手をつけていなかった地目が原野になった所の3、4畝の土地ですけどもそこも何年も動いていないテラを分解して動くようにして、開墾して野菜を植えて、むしろ私達が作る野菜作りよりも根気よく作っております。「よくできますねー。」と言ったらユーチューブで今は何でもあるからと言って、機械も分解して、本当30年位動いていないテラを分解して自分で修繕されて、それで土地を耕しておられます。本当に根気よくされております。近所にも農家ばかりですので、別に何も問題はないと思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第34号14番は決定いたします。

続きまして、15番の説明を求めます。

事務局 はい、15番 土地の所在

石田町石田西触 字津ノ宮 ・・・・ 地目 畑 面積 181㎡

譲渡人、・・・

譲受人、・・・

経営地は、田が8,791㎡、畑が4,684㎡、計13,475㎡です。

申請理由

譲渡人 父から相続したが、老岐に帰る予定がないので、譲受人に売却したい。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて、耕作に従事する。ということです。
権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻の作付け及び野菜栽培の栽培です。

農機具は、管理機、トラクター、軽トラを所有してあります。田植え機、コンバインは共同で所有されてあります。農作業暦は本人55年、子8年です。
通作距離は、1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜を栽培される計画でありまして、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7月21日に・・・委員さんと、譲受人立ち会いの下、現地確認を行っておりますが、本日は・・・委員さんが欠席でありますので、現場での譲受人とのやりとりでは、「譲受人は年をとっているけれどもやる気はあります」のどと言っておりましたので、お繋ぎをしておきます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】 それではご異議ないようですので、議案第34号15番は決定いたします。

続きまして、議案第35号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第36号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思います。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、5頁をお願いします。

議案第35号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

3頁～4頁の令和4年7月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度2頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定の10年間の田の新規が13筆で15,220㎡、田の更新が4筆で2,608㎡、畑の新規が2筆で2,126㎡、賃貸借権設定の合計が19筆で19,954㎡です。

使用貸借権設定の10年間の田の新規が3筆で2,391㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、5頁をお願い致します。議案第36号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。6頁～7頁の令和4年7月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度5頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請によりまして、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第35号で、ご説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第35号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事であります。何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第35号と議案第36号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、その他の件をお願いします。

事務局

①8月の定例会の日程 令和4年8月25日（木）9時～

②地区別農業委員会委員研修会の件

令和4年9月27日（火）午後2時～石田農村環境改善センター

③農業委員の推薦・募集について

④視察研修の平成19年～令和元年度までの農業委員会の研修先について

⑤令和4年度 壱岐市農業者年金加入推進計画について

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。